

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：民生費 項：社会福祉費 目：障害者福祉費

事業名 障害者就業・生活支援センター事業費（国費）

（この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください）

健康福祉部 障害福祉課 社会参加推進係 電話番号：058-272-1111（内 2614）

E-mail：c11226@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 55,408 千円（前年度予算額：55,408 千円）

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	55,408	27,704	0	0	0	0	0	0	27,704
要求額	55,408	27,704	0	0	0	0	0	0	27,704
決定額									

2 要求内容

（1）要求の趣旨（現状と課題）

- ・知的障がい者生活支援事業（障がい者相談支援体制整備事業）で培ったノウハウと広域性・専門性を活かして円滑に事業を実施するため、これまで同事業を受託実施していた法人のうちから障害者就業・生活支援センターに指定された6法人に委託する。
- ・障害者雇用件数が大幅に増加し、生活支援担当者（必置）の補助を想定している生活支援担当者（必置以外）では質、量ともに十分な支援がしきれない。

（2）事業内容

- ・障がい者の身近な地域において、就職を希望されている障がい者、あるいは在職中の障がい者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携の下、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。
- ・障がい者の就労支援へのニーズが高まる中、障がい者の就職・職場定着を進めるためには、職業生活の基礎となる日常生活の安定が必要であるため、平成26年度に追加配置した生活支援担当者（必置以外）にも主体的に事業を実施できる者を充て、事業の充実を図る
- ・平成28年度から岐阜圏域にセンターを1か所増設（計2か所）し、県内

6 圏域体制にて実施。

<p>就業支援 <就業支援担当者 2～5名> 国 10/10→国が法人に直接委託</p>	<p>生活支援 <生活支援担当者 2名> 国 1/2、県 1/2</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・就業に関する相談支援（就職準備支援、職場定着支援） ・障がい特性を踏まえた雇用管理に関する助言 ・関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活、地域生活に関する助言（生活習慣、健康・金銭管理、住居確保、余暇・生活設計） ・関係機関との連絡調整

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国 1 / 2 県 1 / 2 国庫補助
 必置分：地域生活支援促進事業
 加配分：地域生活支援事業

(4) 類似事業の有無

- ・無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
委託料	55,408	障害者就業・生活支援センター事業の実施に必要な委託料 （生活支援担当者（必置）1名） ①-1 4,712,000円×5か所=23,560千円 ①-2 4,144,000円×1か所=4,144千円 （生活支援担当者（必置以外）1名） ②-1 4,712,000円×5か所=23,560千円 ②-2 4,144,000円×1か所=4,144千円 上記①+②=55,408千円
合計	55,408	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

第3期岐阜県障がい者総合支援プラン

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

同センターの6圏域体制（岐阜は2圏域）を維持し、新規の障害福祉サービスである就労定着支援事業についての支援を行いながら、地域の就労・生活支援を継続して実施する。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目標	達成率
センター設置箇所数	0箇所 (H15)	1箇所 (H16)	4箇所 (H20)	6箇所 (R2)	6箇所 (R3)	100%

○指標を設定することができない場合の理由

--

(前年度の取組)

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ・相談業務の実施（センター来所、電話、メール等）
- ・家庭・職場訪問による日常生活・地域生活に関する助言
- ・各種セミナー・研修会へ参加することで、関係機関等との連絡調整や支援ノウハウの習得

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・相談者数：1,080人（5圏域合計）
- ・相談に対する支援：延べ9,370件（5圏域合計）
- ・障がい者本人に対する相談支援による職場定着や関係機関等との連携が促進された。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・ 事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	就職を希望する障がい者や在職中の障がい者が抱える課題に応じて、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援と生活支援の担当者双方が協力して、就業面・生活面の一体的な支援は必要である。
・ 事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	平成21年度に県内5圏域に1センター体制が確立し、平成28年度には岐阜県域に1か所追加して合計6センターで、障がい者の雇用・保健・福祉・教育等の地域の関係機関の拠点となり、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行って着実な実績をあげている。
・ 事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	民間企業における法定雇用率の引き上げや精神障がい者の就職件数の増加など、センターに対する相談内容も多様化しているが、最小限の人数で対応している。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項 ・ 今後さらなる相談件数の増加、内容の多様化が見込まれ、現在の人員体制では適切な支援を行うのが難しい。

(次年度の方向性)

・ 継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 障がい者の就労・生活支援を地域レベルで継続し、事業主、支援者、地域の連携をさらに強化することで、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行っていく。 また、障がい者のライフステージを通じた効果的な就労・生活支援のため、各圏域の就労支援ネットワークにより共有した情報やノウハウを活用して、個々の相談に対して適切に支援する。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	